

資料 2

# 田野畑村森林体験施設整備工事

## 仕 様 書

令和 8 年 6 月

田 野 畑 村

(産業振興課)

## 目 次

1	総則	1
2	本工事の基本方針	2
3	提案に当たっての基本条件	3
4	設計業務に関する要求水準	4
5	施工業務に関する要求水準	7
6	地域材活用・地域連携	9
7	成果物	10
8	受注候補者決定後の協議	11
9	関係法令等の遵守	12
10	その他	13

本仕様書（以下「本仕様書」という。）は、田野畑村（以下「本村」という。）が発注する「田野畑村森林体験施設整備工事」（以下「本工事」という。）に関し、本工事の目的、基本方針、要求水準、施工に係る一般的事項その他必要な事項を定めるものである。

## 1 総則

### (1) 件名

田野畑村森林体験施設整備工事

### (2) 目的

本工事は、道の駅たのはた及び思惟創館の周辺に存する未利用地及び森林原野部において、村民及び来訪者が散策、休憩等を通じて気軽に滞在できる小規模な森林公園的空間（以下「森林体験施設」という。）を整備することを目的とする。

整備に当たっては、木質系舗装又はウッドチップ系舗装による遊歩道、安全対策等を、現地条件、既存樹木、地形その他周辺施設との関係を踏まえつつ整備し、もって道の駅たのはた利用客の滞在時間の長期化、村民の日常的な散策利用、将来的なクアオルト健康ウォーキング等への活用、地域材の活用並びに地域経済の振興に資することを企図する。

### (3) 発注方式

本工事は、設計と施工を一括して発注することにより、設計段階から施工性、維持管理性及び地域性に配慮した提案を得るため、設計・施工一括発注方式により実施する。

### (4) 対象区域

田野畑村菅窪 151 番地 1 ほか（道の駅たのはた及び思惟創館の周辺）

対象区域の具体的範囲については、資料 6「対象区域図」のとおりとする。なお、提案に当たっては、現地確認等により対象区域の状況を把握すること。

### (5) 履行期限

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### (6) 提案上限額

25,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## (7) 適用範囲

- ア 本仕様書は、本工事に係る設計業務及び施工業務に適用する。
- イ 応募者は、本仕様書、資料1「プロポーザル実施要領」その他本工事に係る配布資料の内容を熟知の上、企画提案書等を作成するものとする。
- ウ 本仕様書に定めのない事項については、本村と受注者との協議によるものとする。

## (8) 適用する標準仕様書等

本工事の実施に当たっては、本仕様書、資料1「プロポーザル実施要領」、契約書及び契約後協議により確定した設計図書等によるほか、特に定めのない事項については、次に掲げる仕様書、基準等を準用するものとする。ただし、本仕様書又は監督員の指示と内容が異なる場合は、本仕様書又は監督員の指示を優先する。

- ア 岩手県県土整備部「県土整備部共通仕様書（令和8年4月以降適用）」のうち、本工事に関係する部分
  - イ 同「土木工事共通仕様書」
  - ウ 同「土木工事共通特記仕様書」
  - エ 同「土木工事施工管理基準及び規格値（出来形管理、品質管理、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準）」
  - オ 同「共通仕様書（3）様式集及び参考資料」
  - カ 設計業務に関する事項については、岩手県県土整備部「県土整備部委託業務共通仕様書（令和7年10月以降適用）」のうち、「設計業務等共通仕様書」、「業務計画書作成要領」、「提出書類一覧表」、「成果物作成要領」その他本工事に関係する部分
  - キ その他、本村が必要と認める仕様書、基準、要領等
- なお、上記の適用年度及び準用範囲については、契約時点の最新版及び本村の実務に照らし、担当課において最終確認するものとする。

## 2 本工事の基本方針

本工事の実施に当たっては、次に掲げる基本方針を踏まえるものとする。

### (1) 道の駅たのはた周辺の回遊性向上

本工事は、道の駅たのはた及び思惟創館を起点として、周辺の未利用地及び森林原野部を回遊できる空間を形成することにより、来訪者の滞在時間の長期化、村民の日常的な利用並びに地域資源の活用を図るものとする。

## (2) 地域材活用・地域連携

本工事は、地域材の活用、村内事業者等との連携並びに地域経済への波及を重視する。応募者は、これらに資する提案を行うものとし、提案内容は、資料1「プロポーザル実施要領」及び資料3「企画提案審査要領」に定めるところにより評価する。

## (3) 維持管理しやすい整備

本工事は、完成後の長期にわたる利用を踏まえ、本村による維持管理が過大な負担となることなく、必要最低限の点検、清掃及び補修により継続使用できる設計及び施工とする。本工事は、整備後の維持管理業務そのものを受注者に委託するものではないが、維持管理を見据えた仕様、材料及び施工方法とすることを求めるものとする。

## (4) 冬期施工及び凍上対策

本工事は、本村における気象条件を踏まえ、冬期施工に伴う品質低下を防止するとともに、凍上、凍結融解、積雪その他の影響に配慮した設計及び施工とする。

## (5) 安全性、景観性及び利用しやすさ

本工事は、利用者の安全性、周辺景観との調和並びに幅広い年齢層及び利用者層にとっての利用しやすさを基本とする。

## 3 提案に当たっての基本条件

### (1) 参考イメージパースの位置付け

本仕様書に併せて配布する参考イメージパースその他の参考資料は、本村が想定する整備の方向性、空間の雰囲気及び利用イメージを示すものであり、具体的な線形、配置、寸法、数量、材料又は製品を指定するものではない。応募者は、当該参考資料を踏まえつつ、現地条件、既存樹木、地形、道の駅たのはた及び周辺施設との関係、施工性、安全性、維持管理性、地域材の活用並びに提案上限額を考慮し、本仕様書に定める要求水準を満たす範囲で独自の提案を行うことができる。

### (2) 提案段階で求める水準

応募者は、企画提案書において、次に掲げる事項について、応募者の創意工夫を踏まえ、簡潔に提案するものとする。

ア 整備コンセプト及び空間構成の基本方針

- イ 概略配置計画
- ウ 主な使用材料の考え方（地域材の活用方法を含む。）
- エ 施工方法及び主要工種の考え方
- オ 工程計画
- カ 維持管理に配慮した提案
- キ 冬期施工及び凍上対策
- ク 安全対策
- ケ 地域材活用・地域連携に関する取組
- コ 参考見積（内訳を含む。）

### (3) 提案段階で求めないもの

応募者は、提案段階において、次に掲げるものの作成までは求められない。これらは、契約後協議及び設計業務において、本村との協議の上、必要に応じて作成又は確定するものとする。

- ア 完成度の高い実施設計図書
- イ 詳細数量計算書
- ウ 精密な積算書
- エ CGパース、立体模型その他完成形態を精密に表現する資料

### (4) 契約後協議による詳細確定

本工事における仕様の詳細、配置、線形、寸法、数量、使用材料、施工方法その他の事項は、受注候補者の決定後、本村との協議により最終的に確定するものとする。

### (5) 現地確認及び関係法令等の確認

ア 応募者は、提案に先立ち、対象区域の地形、既存樹木、周辺施設、進入経路その他の現地条件を把握するものとする。現地確認の方法は、応募者の責任及び費用負担において行うものとし、本村は、必要に応じ、立会いその他の協力を行うことができる。

イ 応募者は、本工事の遂行に関係する建設業法、建築基準法、森林法、都市公園法、自然公園法、文化財保護法、岩手県条例、田野畑村条例その他関係法令、条例、要綱等を確認するものとする。

## 4 設計業務に関する要求水準

### (1) 概略配置計画

ア 応募者は、対象区域内における遊歩道その他の主要要素の概略配置について、現地条件、既存樹木、地形、道の果たす役割及び思惟創館との関係並びに利用動線を踏まえ、合理的に計画するものとする。

イ 遊歩道は、原則として周回できる動線を確保することが望ましい。ただし、現地条件、既存樹木の保全その他の事情により、行止り又は分岐を含む配置とすることを妨げない。

## (2) 遊歩道の線形、幅員、勾配等の考え方

ア 遊歩道の線形は、既存樹木の保全、地形の改変の抑制並びに利用者の安全性及び快適性に配慮するものとする。

イ 遊歩道の幅員は、村民及び来訪者が安全かつ快適に散策できるよう、標準幅員 1.5m 程度を目安とする。

ウ ただし、既存樹木の保全、地形条件、施工性、維持管理性その他の事情により、部分的に幅員を変更することを妨げない。

エ 標準幅員を確保しにくい区間が生じる場合は、必要に応じて、待避スペース、休憩スペース又は視認性の確保等により、利用者の安全性及び快適性に配慮するものとする。

オ 縦断勾配は、利用者の安全性、歩行のしやすさ、排水並びに冬期の凍結及び滑り防止の観点から、過度な急勾配を避け、必要に応じ、平場、ステップ又は手摺等により対応するものとする。

カ 遊歩道の延長は概略延長 250m 程度を想定するが、応募者の提案及び契約後協議により調整できるものとする。

キ 遊歩道の延長、幅員、線形及び勾配の具体的な数値は、応募者の提案及び契約後協議を踏まえ、担当課において最終確認するものとする。

## (3) 木質系舗装又はウッドチップ系舗装の考え方

ア 遊歩道の舗装は、木質系舗装又はウッドチップ系舗装を基本とする。

イ 舗装の構成は、周辺景観との調和、歩行時の柔らかさ、転倒時の安全性、地域材の活用可能性及び維持管理性に配慮した構成とする。

ウ 応募者は、ウッドチップ、木質チップ固化舗装、木道、土系舗装その他の組合せを含め、現地条件、排水条件、凍上・凍結融解、流亡、沈下、腐朽並びに補充・更新の容易性を踏まえた舗装構成を提案するものとする。

エ ウッドチップ又は木質チップを用いる場合は、次に掲げる事項について、提案書において考え方を示すものとする。

- (ア) チップの種類及び樹種
- (イ) 粒径及び敷厚
- (ウ) 下地処理
- (エ) 縁部処理
- (オ) 飛散及び流亡防止
- (カ) 補充頻度
- (キ) 交換又は再施工の方法

オ 地域材を用いる場合は、樹種、材寸、防腐・防蟻処理の方針並びに維持管理時の補修の考え方を併せて整理するものとする。

カ 舗装の選定に当たっては、整備後の沈下、流出、流亡、腐朽、転倒・転落リスクその他の劣化要因に対する対策を考慮するものとする。

キ 具体的な敷厚、舗装構成及び施工方法は、契約後協議により確定する。

ク 木質系舗装又はウッドチップ系舗装によることが、現地条件、安全性、維持管理性又は工事費上限額との関係で合理的でない区間がある場合は、応募者は、その理由を明らかにした上で、本仕様書に定める要求水準を満たす代替案を提案することができる。

#### (4) 縁部処理、排水、腐食対策

ア 遊歩道及び休憩施設の縁部については、利用者の転倒、滑り、つまずき、足元の崩壊等を防止するため、必要な縁石、見切り、押え木その他の処理を施すものとする。

イ 雨水排水については、遊歩道の縦断・横断勾配、必要に応じた素掘側溝、浸透構造、放流先その他により、過度な滞水及び表面流出による侵食を抑制するものとする。

ウ 木材を使用する部位については、含水、地面接地、雪解け水の滞留、紫外線その他の腐食要因に配慮し、必要な防腐処理、設置高さの確保、見切り材又は犠牲材の採用等により、腐食の進行を抑制するものとする。

#### (5) 地形、周辺施設との調和

ア 地形の改変は、必要最小限とし、過度な切土、盛土、整地を避けるものとする。

イ 道の駅たのはた、思惟創館その他の周辺施設との動線、視線、景観その他の関係に配慮するものとする。

#### (6) ユニバーサルデザイン及び利用しやすさ

ア 本工事は、森林原野部における整備であることから、全区間にわたるバリアフリー対応までは求めないものの、施設全体として、幅広い年齢層及び利用者層にとって利用し

やすい計画とすること。

イ 主要な動線、休憩施設の高さ、表示の見やすさその他の利用しやすさに係る事項について、合理的な配慮を行うものとする。

#### (7) 維持管理性

ア 本村による日常的な点検、清掃、軽微な補修その他の維持管理が、過大な人的負担、専門的技能又は特殊な機材を要することなく実施できる設計とすること。

イ 部材の交換、補修、再塗装、再施工等の容易性に配慮するものとする。

ウ 維持管理上特に留意すべき事項は、「7(7) 維持管理上の留意事項」として整理するものとする。

#### (8) 安全対策

ア 崖、急斜面、転落のおそれのある箇所、段差等については、必要な防護柵、手摺、注意表示その他の安全対策を講ずるものとする。

イ 野生動物との接触、ハチ、樹木の落枝その他の自然由来のリスクについて、利用者への注意喚起その他必要な配慮を行うものとする。

ウ 冬期の積雪、凍結その他の季節要因について、表示又は構造上の工夫により対応するものとする。

### 5 施工業務に関する要求水準

#### (1) 施工計画

ア 受注者は、契約後協議により確定した設計内容を踏まえ、工事着手前に、施工計画書を作成し、本村に提出するものとする。

イ 施工計画書には、施工方針、施工体制、工程、品質管理、安全管理、環境対策、近隣対策その他必要な事項を記載するものとする。

#### (2) 工程管理

ア 受注者は、契約後協議により確定した工程に基づき、設計業務及び施工業務を遅滞なく実施するものとする。

イ 工程に変動の見込みが生じた場合は、速やかに本村に報告し、対応について協議するものとする。

#### (3) 安全管理

ア 受注者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し、現場の安全管理を徹底するものとする。

イ 道の駅たのはた及び思惟創館に近接する場所での作業については、施設利用者、来訪者、車両、歩行者等の安全確保に特に配慮するものとする。

#### (4) 近隣施設及び道の駅利用者への配慮

ア 工事の実施に当たっては、道の駅たのはた、思惟創館その他の周辺施設の通常の利用に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

イ 工事用車両の進入経路、駐車位置、資材仮置場、搬入時間等は、施設管理者及び本村と事前に協議するものとする。

ウ 騒音、振動、粉塵、悪臭その他の発生について、必要な抑制措置を講ずるものとする。

#### (5) 建設副産物、伐採木、発生材の取扱い

ア 建設副産物、伐採木、剪定枝、発生材その他の取扱いは、関係法令を遵守の上、適切に処分又は再利用するものとする。

イ 伐採木、剪定枝その他の発生材については、本工事内の修景材、舗装材、休憩施設の部材その他への再利用を積極的に検討するものとする。

ウ 再利用が困難な発生材については、適切に処分するものとし、処分方法を本村に報告するものとする。

#### (6) 冬期施工及び凍上対策

ア 冬期施工に係る工程、工法、養生方法、品質管理その他の事項について、本村の気象条件を踏まえ、品質低下を防止する対応を行うものとする。

イ 基礎、舗装、縁部処理その他凍上、凍結融解の影響を受ける部位については、設計及び施工の双方において対策を講ずるものとする。

#### (7) 品質管理及び施工管理基準等の準用

ア 受注者は、使用材料、施工方法、出来形等について、適切な品質管理を行うものとする。

イ 出来形管理、品質管理及び写真管理については、「1(8) 適用する標準仕様書等」に掲げる岩手県県土整備部「土木工事施工管理基準及び規格値」、「写真管理基準」及び「デジタル写真管理情報基準」を準用するものとする。

- ウ ただし、本工事の規模及び内容に照らし、過度な施工管理資料を求めるものではなく、担当課が必要と認める範囲で整理するものとする。
- エ 使用する材料については、必要に応じて、材料の規格、日本産業規格その他の品質を確認できる資料を本村に提示するものとする。

## (8) 工事写真

- ア 受注者は、本工事の着手前、施工中及び完成時の状況を写真により記録するものとする。
- イ 工事写真は、被覆部、出来形、品質管理、安全対策等が確認できる箇所について、必要な枚数を撮影するものとする。
- ウ 工事写真の撮影、整理及び提出形式は、岩手県県土整備部「写真管理基準」及び「デジタル写真管理情報基準」を準用するものとし、提出形式及び部数は、契約後協議又は担当課指示により確定するものとする。

## (9) 完了検査

- ア 受注者は、本工事の完成後、本村の指定する日時において、完了検査を受けるものとする。
- イ 完了検査において指摘事項がある場合は、受注者の責任及び費用負担において、必要な手直し又は補修を行うものとする。
- ウ 完了検査の結果、本工事が適正に完了したと認められたときは、本村は、受注者に対し、完成を認定するものとする。

## 6 地域材活用・地域連携

### (1) 地域材活用の考え方

- ア 本工事においては、地域材（岩手県内、特に本村及び周辺市町村において産出される木材をいう。以下同じ。）の活用を重視する。
- イ 地域材の活用部位、樹種、材寸、調達先、活用量の目安その他の事項は、応募者が、現地条件、設計内容、施工性、耐久性、入手可能性並びに提案上限額を踏まえ、合理的に提案するものとする。
- ウ 地域材の活用を硬直化させ、又は応募者の創意工夫を阻害することのないよう、特定の樹種、製品又は調達先を本仕様書において指定するものではない。

### (2) 村内事業者等との連携の考え方

ア 応募者は、本工事の実施に当たり、村内事業者等（田野畑村内に主たる事務所、営業所又は活動拠点を有する事業者、林業事業体その他をいう。以下同じ。）との連携について、合理的に検討するものとする。

イ 連携の方法は、施工、資材供給、木材加工、運搬、維持管理を見据えた地域協力その他の方法によることができ、特定の契約形態又は下請関係に限定するものではない。

ウ 応募者は、村内事業者等と連携する場合の役割分担、連携方法その他の事項を、企画提案書等において記載するものとする。

### (3) 競争性及び実現可能性への配慮

ア 地域材活用及び村内事業者等との連携は、本工事において本村が重視する提案事項であるが、参加資格要件として硬直化させるものではない。具体的な評価方法は、資料3「企画提案審査要領」による。

イ 応募者は、地域材の入手可能性、村内事業者等の対応可能性、工程、費用その他の条件を踏まえ、実現可能な範囲で提案するものとする。

ウ 本村は、地域材活用又は村内事業者等との連携に係る提案の実施に当たり、過度な負担又は不合理な制約が生じないように、必要に応じ、本村と受注者との協議により、合理的な調整を行うことができる。

## 7 成果物

受注者は、本工事の実施に伴い、次に掲げる資料を作成し、本村に提出するものとする。提出時期、形式、部数その他の詳細は、契約後協議又は担当課指示により確定するものとする。

- (1) 契約後協議により確定した設計図又は概略図
- (2) 施工計画書
- (3) 工程表
- (4) 使用材料資料（使用材料の規格、品質、納入先、地域材活用状況等が分かるもの）
- (5) 工事写真
- (6) 完成図又は出来形が分かる資料
- (7) 維持管理上の留意事項（点検時期、清掃、補修、部材交換、季節対応その他、本村が維持管理上参照する事項を整理した資料をいう。）
- (8) その他本村が必要と認める資料

### (9) 成果物に関する一般事項

ア 出来形管理、品質管理及び写真管理に関する成果物については、「1(8) 適用する標

準仕様書等」に掲げる岩手県県土整備部「土木工事施工管理基準及び規格値」、「写真管理基準」及び「デジタル写真管理情報基準」を準用するものとする。

イ ただし、本工事の規模及び内容に照らし、過度な施工管理資料を求めるものではなく、担当課が必要と認める範囲で整理するものとする。

ウ 提出部数、電子データ形式、写真管理の詳細は、契約後協議又は担当課指示により確定するものとする。

エ なお、当面は、紙媒体1部及び電子媒体（PDF及び編集可能形式）1式を想定している（担当課において最終確認）。

## 8 受注候補者決定後の協議

### (1) 提案内容の確認

ア 本村は、受注候補者の決定後、契約締結に先立ち、受注候補者と協議を行い、企画提案書等に記載された提案内容について、本仕様書及び資料1「プロポーザル実施要領」との整合、実現可能性、施工性、維持管理性、安全性並びに地域材活用・地域連携の内容を確認するものとする。

イ 提案内容に、本仕様書の要求水準を満たさない事項又は実現困難な事項があると認められる場合は、本村と受注候補者との協議により、必要な修正又は補完を行うものとする。

### (2) 仕様、設計内容、数量、材料、施工方法の確定

ア 本工事における仕様、設計内容、配置、線形、寸法、数量、使用材料、施工方法その他の事項は、(1)の協議を経て、本村と受注候補者との協議により最終的に確定するものとする。

イ 確定した内容は、必要に応じて、仕様書、設計図書又は契約書に反映するものとする。

### (3) 提案内容を採用しない場合の取扱い

本村は、(1)及び(2)の協議の結果、提案内容の一部について、本工事の目的、要求水準、現地条件、関係法令その他の事情から採用が困難と認める場合は、当該部分を採用しないこと又は修正の上で採用することを、受注候補者と協議の上、決定することができる。この場合において、受注候補者は、合理的な範囲で本村の判断に応ずるものとする。

### (4) 契約金額及び見積内容の調整

ア (1)から(3)までの協議の結果を踏まえ、本村と受注候補者との間で、契約金額及び見積内容の調整を行うものとする。

イ 契約金額は、提案上限額を超えない範囲とする。

#### (5) 契約・施工体制との整合

ア 本工事における契約・施工体制（資料1「プロポーザル実施要領」に定める代表団体元請・下請協力型又は共同企業体型の区分をいう。）は、応募時に示した体制を、原則として、受注候補者選定後、契約締結時及び施工時においても維持するものとする。

イ 共同企業体型による場合は、本村との見積合わせ又は契約協議に先立ち、共同企業体協定書案その他本村が必要と認める書類により、共同企業体としての構成、代表者、役割分担及び責任分担を確認するものとする。

ウ 代表団体元請・下請協力型による場合は、本村との見積合わせ又は契約協議に先立ち、下請予定者、担当工種、責任分担、配置予定技術者その他施工体制を確認できる資料により、施工体制を確認するものとする。

## 9 関係法令等の遵守

本工事の実施に当たっては、次に掲げる法令、条例その他関係する規程を遵守するものとする。なお、これらに限らず、本工事の遂行に関係する全ての法令、条例、規則等を遵守するものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (5) 都市公園法（昭和31年法律第79号）（該当する場合）
- (6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）（該当する場合）
- (7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）（該当する場合）
- (8) 道路法（昭和27年法律第180号）（該当する場合）
- (9) 河川法（昭和39年法律第167号）（該当する場合）
- (10) 景観法（平成16年法律第110号）（該当する場合）
- (11) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）（該当する場合）
- (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (13) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- (14) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）

- (15) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (16) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- (17) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (18) その他本工事の場所、内容、施工方法により適用される岩手県条例、田野畑村条例、規則、要綱等

## 10 その他

### (1) 疑義の取扱い

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、本村と受注者との協議により定めるものとする。

### (2) 守秘義務

本工事の実施に伴い知り得た情報については、本工事への参加又は実施以外の目的で使用してはならない。

### (3) 資料 1 との関係

本仕様書において、用語の定義その他必要な事項について資料 1「プロポーザル実施要領」と異なる場合は、資料 1「プロポーザル実施要領」の例によるものとする。

### (4) 変更の取扱い

本工事において、本村の予算、人員体制、関係機関との調整その他の事情により、工期、契約金額、業務内容その他の事項に変更が生じた場合は、本村と受注者との協議により定めるものとする。

### (5) 担当課

本工事に関する担当課は、田野畑村産業振興課とする。